

法改正に伴い、本書の記載に現行法規にそぐわない箇所がございました。

法番号と、現行法規に合わなくなった問題等について、ここに補足・訂正させていただきますとともに、誤記がございましたことを深くお詫び申し上げます。

【解答と解説】

R01-6 問題 9

誤：1. 法 27 条 1 項三号、別表第 1 (4) 項、令 115 条の 3 第三号

正：1. 法 27 条 1 項二・三号、別表第 1 (4) 項、令 115 条の 3 第三号

R01-7 問題 15

誤：1. 法 53 条 5 項一号・1 項四号

正：1. 法 53 条 6 項一号・1 項四号

R01-8 問題 20

誤：法 88 条 1 項、令 138 条 2 項一号、法 6 条

正：法 87 条の 4、令 146 条 1 項一号、法 6 条 1 項一～三号

R01-9 問題 22

誤：4. 土法 26 条 1 項二号、同法 23 条の 4 第 1 項九号、同法 24 条 1 項

正：4. 土法 26 条 1 項二号、同法 23 条の 4 第 1 項十号、同法 24 条 1 項

H30-6 問題 9

誤：1. (令 112 条 9 項) 正：1. (令 112 条 10 項)

誤：2. (令 113 条 2 項、令 112 条 15 項) 正：2. (令 113 条 2 項、令 112 条 19 項)

H30-7 問題 15

正解 3 法改正により、選択肢 2 も正しい内容になっている。

誤：(法 53 条 5 項一号・6 項) 正：(法 53 条 6 項一号イ・7 項)

誤：1. (法 53 条 3 項一号) 正：1. (法 53 条 3 項一号イ)

誤：2. (法 53 条 3 項一号) 防火地域内でないため、耐火建築物に対する 1/10 緩和がないので、建ぺい率の最高限度は 6/10。

出題当時は上記解説の通り誤りであったが、法改正により現在は正しい内容になっている(法 53 条 3 項一号イ)

誤：4. (法 53 条 5 項一号) 正：4. (法 53 条 6 項一号)

誤：5. (法 53 条 3 項一号) 防火地域内であっても準耐火建築物に対する緩和はないので、建ぺい率の最

高限度は 5/10。

正：5. (法 53 条 7 項・3 項一号) 防火地域内の内外にわたる敷地において、敷地内の建築物の全部が耐火建築物等であれば、その敷地はすべて防火地域とみなして、1/10 の緩和があるが、準耐火建築物等の場合、防火地域とみなされず緩和はないので、建ぺい率の最高限度は 5/10。

H30-8 問題 20

正解 4 法改正により、選択肢 1 も正しい内容になっている。

誤：(法 87 条 2 項、法 48 条 3 項、別表第 1 (は) 欄)

正：(法 87 条 2 項、法 48 条 3 項、別表第 2 (は) 欄)

H29-6 問題 9

誤：(令 117 条 12 項、法 24 条二号) 建築物の一部が、床面積の合計 50m² を超える自動車車庫である場合、自動車車庫の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。

正：(令 112 条 17 項、法 27 条 3 項一号、別表第 1 (6) 項)

出題当時は上記解説の通り誤りであったが、法改正により現在は正しい内容になっている。

誤：1. 令 112 条 9 項二号 正：1. 令 112 条 10 項二号

誤：5. 令 112 条 2 項一号 正：5. 令 112 条 3 項一号